



外国人労働者の受け入れに関する社会的課題

田村, 穂

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2024-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8265号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008265>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

外国人労働者の受け入れに関する社会的課題

令和 3年 12月

神戸大学大学院経済学研究科

経済学専攻

指導教員 藤 岡 秀 英

田 村 穂

博士論文 要約

外国人労働者の受け入れに関する社会的課題

神戸大学大学院経済学研究科博士課程後期課程

173E106E 田村 穂

在留外国人の数が増加し、日常生活で外国人と接することが当たり前のようになった。2022年度から、在留資格の更新に制限がない「特定技能2号」の対象職種を拡大する等、外国人労働者を積極的に受け入れが進んでいる。ただし、外国人が日本の文化、社会になじむための「社会統合」に関する課題への取り組みはいまだ着手されていない。

本論文は、日本が労働者の受け入れを拡大していく中で直面する社会的課題を検討し、今後の外国人の統合政策に対し、政策的インプリケーションを与えることを目的としている。

第1章では、大戦後、多くの移民を受け入れてきたドイツが、外国人労働者を受け入れ、移民国へと変貌してきた経緯を歴史的に整理している。ドイツは、民族国家である点で日本と類似しているだけでなく、人手不足を解消するために外国人労働者を受け入れた経緯も共通しており、ドイツの経験から日本が学ぶことは多い。

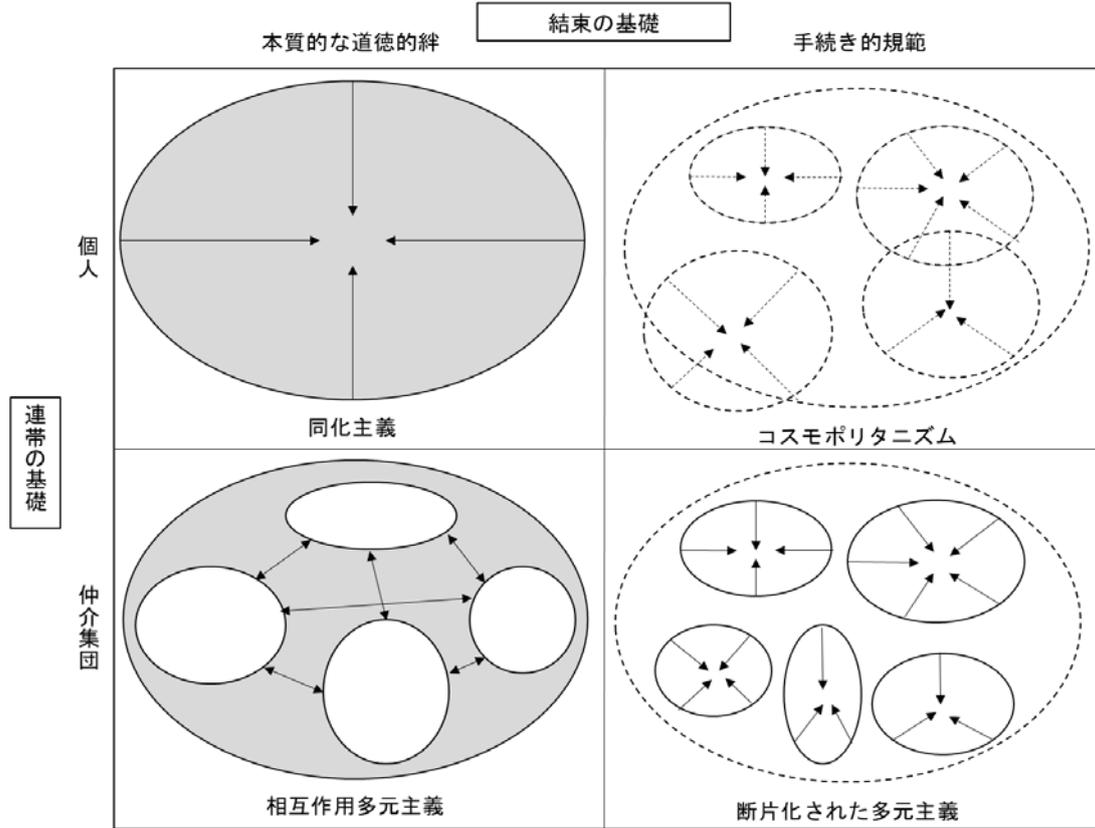
ドイツは、1950年代後半以降人手不足解消のために、二国間協定によって外国人労働者を受け入れた。当初、外国人労働者は一時滞在が前提とされていたが、職業訓練費等のコスト削減という企業側の目的によって、滞在が長期化し、家族の呼び寄せが可能になるなど、ドイツ社会に少しずつ定着していった。しかし、「外国人労働者は、いつかは帰国する」と考えていたドイツは実質的に同化主義を採用しており、外国人に対する姿勢は20世紀末まで大きく変わることはなかった。その結果、1980年代以降、ドイツ語が話せない外国人や、外国人の子どもが増加し、ドイツ社会と交わることの無い移民の「並行社会」が社会問題として認識されるようになった。

これを受けて、1998年の政権交代以降、移民国であることを認め、移民の社会統合へと舵を切っていく。移民統合政策は、国籍法の改正から、都市政策、教育改革、労働政策など、社会のあらゆる側面まで広がっている。そこで目指されているのは、移民を社会に統合することだけではなく、「ドイツ社会とは何か」を再定義することにあるといえる。

さらに本章では、Hartmann and Gerteis(2005)の社会統合の4分類を用いて、ドイツの移民統合政策が何を目指しているのかについて明らかにしている。Hartmann and Gerteis(2005)は、まず、「連帯の基礎」が「個人(individuals)」か「集団(groups)」かという、何を単位に社会統合を目指すのかという違いで分類している。加えて、「結束の基礎」が、歴史・文化への認識の共有を求める「本質的な道徳的絆(Substantive Moral Bonds)」か、法律の遵守のみを求める「手続き的規範(Procedural Norms)」によるものかという質的な違いで社会統合を4つに分類している(図1)¹。

21世紀に入るまでのドイツは、政策として「同化主義」を採用していたものの、社会の実態としては、「並行社会」が存在していたことから、「断片化された多元主義」だったと考えられる。21世紀に入り、移民統合政策が採用されてからは、「統合コース」のような「同

図1 社会統合の4分類



(出典)Hartmann and Gerteis(2005)p.224-225(筆者訳)

化主義」に近い政策に加え、「統合サミット」や「社会的都市(Soziale Stadt)プロジェクト」のような「相互作用多元主義」の方向性もみられる。「同化主義」と「相互作用多元主義」の共通点としては、外部との明確な境界を有していることがあげられ、ドイツは、移民統合政策を通じて、「ドイツ社会とは何か」の再定義を目指しているといえる。

第2章では都市別データを用いて移民統合政策の外国人失業率への影響について分析している。

まず、分析に入る前に、ドイツの移民の社会統合の現状について、ドイツ統計局が発表している「統合の指標 2005-2019(Integrationsindikatoren)」から、主要な移民の教育に関する指標を概観している。

2005年から難民危機直前の2014年までの指標では、「中等・高等教育の卒業資格を有する人」「専門的資格を有する人」「大学以上の学位を持つ人」というすべての割合が上昇しており、移民への教育という点では成果が見られる。しかし、難民危機によって大量の難民を受け入れた結果、2014年以降では、移民第1世代で「中等・高等教育の卒業資格を有する人」や「専門的資格を有する人」の割合が上昇している²。移民への教育については、一定の成果も見られるが、難民危機によって、社会統合で困難を抱えている側面も見逃してはならない。

本章の分析は、被説明変数は「外国人失業率」であり、説明変数には移民統合政策である

「統合コース」と「社会的都市プロジェクト」を採用している。

「統合コース」は、移民にドイツ語やドイツ文化を教えるという同化主義的な側面がある。他方、「社会的都市プロジェクト」はモスクにコミュニティセンターを設置するなど、移民文化の理解を促進するような効果も期待される。また、市民参加が前提とされていることも社会的都市プロジェクトの大きな特徴である。

分析の結果としては、社会的都市プロジェクトの連邦政府支援額が移民の失業率と負の関係にあることが明らかとなった。一方で、統合コースの参加率は不安定な結果となっている。データの制約上、「統合コースの参加率」を用いたため、社会保障給付を受け取っている人や難民の参加率が高かったことが影響していると考えられる。

推計結果

VARIABLES	Model1	Model2	Model3	Model4	Model5	Model6
ドイツ人失業率	2.577*** (0.080)	2.618*** (0.080)	2.582*** (0.079)	2.536*** (0.085)	2.567*** (0.084)	2.541*** (0.084)
外国人比率	-0.328*** (0.036)	-0.343*** (0.036)	-0.334*** (0.035)	-0.324*** (0.036)	-0.340*** (0.036)	-0.331*** (0.035)
1人当たり付加価値額(対数)	-0.009* (0.005)	-0.007 (0.005)	-0.009 (0.005)	-0.009* (0.005)	-0.008 (0.005)	-0.009* (0.005)
第1次第2次産業比率	-0.009 (0.013)	-0.011 (0.013)	-0.010 (0.013)	-0.008 (0.013)	-0.010 (0.013)	-0.009 (0.013)
難民数(対数)	0.021*** (0.002)	0.023*** (0.002)	0.023*** (0.002)	0.021*** (0.002)	0.023*** (0.002)	0.023*** (0.002)
社会的結束(2020)		-0.006*** (0.002)			-0.006*** (0.002)	
社会的都市(~2019)総額			-0.000*** (0.000)			-0.000*** (0.000)
統合コース参加率				0.021 (0.015)	0.028* (0.015)	0.021 (0.015)
Constant	-0.003 (0.054)	-0.030 (0.054)	-0.016 (0.053)	-0.009 (0.054)	-0.040 (0.054)	-0.022 (0.053)
Observations	390	390	390	390	390	390
R-squared	0.818	0.824	0.824	0.819	0.825	0.825
Adj R-squared	0.816	0.821	0.822	0.816	0.822	0.822

Standard errors in parentheses

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

さらに、社会的都市プロジェクトの連邦政府支援額と外国人の失業率の関係性について、頑健性を確かめるために、固定効果モデルを用いて分析を行った。その結果、10%水準ではあるものの、「外国人失業率と社会的都市プロジェクトへ連邦政府支援額が負の関係にある」ことが確認された。

第3章では、日本の外国人労働者受け入れ制度において中心的な役割を果たしている技能実習制度について制度の変遷と今後の課題について検討している。ドイツが1950年代以降経験したものと同様に、技能実習制度も企業側のコスト削減という目的によって在留期間が延長され、ついには「特定技能」と接続することによって、永住への道が開かれた。

当初は、大企業による海外拠点の人材育成、周辺地域への貢献という目的のための制度だ

った研修制度は、1990年代以降中小企業の人手不足解消の手段へと変化していく。その後、様々な改正が繰り返されるが、「使い勝手の良い労働力」「帰国後の就労」「失踪者、不法残留者」といった課題がいまだに残されている。

そして、2018年に創設された「特定技能」は人手不足解消のための制度であるにもかかわらず、技能実習制度の延長として位置づけられている。本来、「技能移転による国際貢献」を目的に掲げている技能実習制度は、帰国が前提とされるべきにもかかわらず、修了後も日本国内で就労することが期待されている。さらに、技能実習修了者の中で、優良者のみを「特定技能」として活用する制度設計は、日本にとって都合の良いものでしかない。佐藤(2019)が指摘するように、「受け入れ国が外国人労働者の受け入れからメリットを享受したければ、送り出し国に応分の利益を還元することが必要不可欠である」ことを考えれば、人手不足解消を目的に掲げる「特定技能」は「技能実習制度」から独立した制度である必要がある³。

第4章では、現在の日本において“移民”に最も近い存在である「定住外国人」の生活需給の実態から外国人が抱える課題について検討している⁴。外国人が直面し得る課題としては、言語の壁や、生活習慣、社会保障などの各種制度、子どもの教育など、様々なものがあげられる。この章では、厚生労働省が毎年発表している生活保護の「被保護者調査」を用いて、現在の定住外国人がどのような課題に直面しているのかを明らかにしている。

生活保護制度は日本の社会保障制度の中で唯一国籍要件が設けられており、外国人は温情的に「準用措置」という形で需給が認められている。先進国では、法律上、公的扶助の受給権を外国人にも認めている国が多く、日本の生活保護制度はグローバル化の進んだ現代社会において遅れていると言える⁵。

「定住外国人」のなかでも、「特別永住者」いわゆる在日朝鮮人は特異な存在である。彼らは、第2次世界大戦終戦直前まで「日本臣民」であったにもかかわらず、サンフランシスコ平和条約によって一方的に外国人とみなされ、日本国籍を剥奪された。その結果、国籍要件が課されていた当時の国民健康保険や国民年金制度から排除されてしまう。1981年の難民条約加盟を機に国民健康保険と国民年金から国籍要件が撤廃されるが、戦後30年以上にわたって在日朝鮮人は日本の社会保障制度から排除されてきた。

「特別永住者」だけではなく、定住外国者の中には多様な国籍の人がおり、一括りに「外国人の生活保護受給問題」と論じることはできない。そこで、国籍別に生活保護受給世帯を分析すると、以下の3つの課題が明らかになった。

まず、「韓国・朝鮮籍」において「高齢世帯」の割合が高いことがあげられる。「韓国・朝鮮籍」は前述の在日朝鮮人が含まれており、高齢化率の高さとともに、国民年金から排除されてきた影響が見受けられる。

次に、出稼ぎ女性や国際結婚が話題となった「フィリピン籍」で「母子世帯」の割合が高いことである。これは、国際結婚・離婚した後の外国人女性が困窮しやすい可能性を示唆している。

最後に、多くの国籍で稼働年齢層を含む「その他世帯」の割合が上昇したことがあげられ

る。特に、日系人が多い「ブラジル籍」では、リーマンショックを契機に「その他世帯」の受給が急増しており、その後も受給世帯数が高止まりしている。リーマンショックで失業した日系人の一部が帰国せずに生活保護を受給している可能性が高い。

保護率の概算結果では、外国籍全体の保護率が約3倍であることが明らかになった。外国籍の保護率が高いことに関しては、今後の研究でより詳しく分析を行っていく必要がある。

現在に至るまで、日本では、「技能実習」や「特定技能」という形で、「失業すれば帰国する」という前提で外国人労働者を受け入れている。しかし、「特定技能」は在留資格の更新に制限がなく、家族の呼び寄せが可能であることから、外国人の定住は今後さらに進んでいくことが予想される。第1章で紹介した通り、同様の経験を1980、90年代に経験したドイツは、21世紀に入ってから移民統合政策に力を入れている。しかし、既に並行社会が出来上がってしまったドイツでは移民をドイツ社会に統合することは容易ではない。

日本は、今まさに外国人労働者受け入れの時代から、外国人、そして移民受け入れへと大きく舵を切ろうとしている。移民の社会統合は、国のアイデンティティを左右する大きな問題であり、国民全体での議論が必要不可欠である。そして何より、外国人労働者を受け入れる以上、1人の人間を受け入れるという考えが重要であり、外国人労働者を日本社会に受け入れていく姿勢、覚悟が日本社会に求められている。

¹ Hartmann D. and J. Gerteis (2005): Dealing with Diversity: Mapping Multiculturalism in Sociological Terms. *Sociological Theory*, 23(2), p.218-240

² Statistisches Bundesamt (2021): Migration und Integration: Integrationsindikatoren 2005-2019

³ 佐藤忍(2019)「日本型『移民政策』の萌芽」『香川大学経済論叢』第91号第3・4号 p.229 引用。

⁴ 本論文では、身分に基づく在留資格を有する外国人と「定住外国人」と呼んでいる。

⁵ 公的扶助を受給している場合、滞在許可の更新ができない等の制限をかけている国もあるが、法律上、外国人にも受給権を認めている点においては日本と大きく異なる。